

○松山広域福祉施設事務組合議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償に関する条例

制 定 昭和 50 年 10 月 30 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 6 9 条および第 7 0 条の規定にもとづき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷，疾病，廃疾または死亡をいう。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 本組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関しては、市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年松山市条例第 2 8 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。